

長野県がん登録情報の利用及び提供に関する取扱規程の概要

目的 (第1条)

がん登録等の推進に関する法律及び長野県地域がん登録事業実施要綱に基づく情報の利用及び提供、保護等について、法令等の定めるところによるほか、必要な事項を定める。

情報の利用及び提供 (第3条)

利用者	利用目的	利用情報
県若しくは県立病院機構又は当該受託者及び共同研究者	がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究	都道府県がん情報及び当該特定匿名化情報並びに地域がん登録情報
市町村若しくは地方独立行政法人又は当該受託者及び共同研究者	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究	当該市町村に係る都道府県がん情報及び当該特定匿名化情報並びに地域がん登録情報
届出医療機関	院内がん登録その他がんに係る調査研究	当該医療機関からの届出に係る都道府県がん情報及び地域がん登録情報
がんに係る調査研究者	がんに係る調査研究	都道府県がん情報及び地域がん登録情報並びに当該匿名化が行われた情報

利用及び提供項目 (第4条)

届出医療機関、患者、腫瘍の種類、診断情報、進行度、初回治療、生存確認情報

倫理審査 (第5条)

疫学研究に関する倫理指針に基づき倫理審査委員会の意見を聴取（届出医療機関を除く。）

管理 (第9条)

適切な管理方法、利用期間が5年を超える場合の利用状況報告

利用の制限 (第10条)

特定の個人又は病院等が第三者に識別されないための制限を規定

作業委託 (第11条)

調査研究の全部又は主要な部分について委託の禁止（国、都道府県、市町村を除く。）

欠陥及び障害等 (第12条)

提供を受けた情報に欠陥及び障害等があった場合の措置

利用期間 (第14条)

情報を保有できる期間を規定

監査等 (第15条)

情報の利用場所、環境、保管場所及び管理方法についての監査

情報の紛失・漏えい等 (第16条)

情報の紛失・漏えい等が判明した場合の措置

解除 (第19条)

承認の解除について規定

違反した場合の措置 (第20条)

法及び取扱規程に違反した場合について規定

有効期間 (第21条)

取扱規程の有効期間について規定

その他 (第22条)

取扱規程に定める事項の解釈及び定めのない事項について疑義、紛争が生じた場合について規定

利用及び提供手続 (第6～8条、第13～14条、第17～18条)



※ 届出医療機関にあっては、「依頼」及び「廃棄」に係る手続のみ適用する。